**平成２８年（フ）第２３４号**
神奈川県横須賀市追浜町３丁目25番地　ＨＡＭＡＤＡコーポ103
債務者　有富政博こと　ＡＲＩＴＯＭＩ　ＭＩＹＡＨＩＲＡ　ＲＡＵＬ　ＭＡＳＡＨＩＲＯ
１　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第２４２号**
神奈川県横須賀市田浦町４丁目11番地
債務者　根岸　里英
１　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第１８６号**
広島県福山市能島３丁目２番５－206号
債務者　神原　英暢
１　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２８年（フ）第１９０号**
広島県福山市久松台１丁目10番８号　サニーヒル久松台Ｂ202
債務者　花岡　直美（旧姓岡崎）
１　決定年月日時　平成29年２月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２８年（フ）第２３７号**
青森県むつ市大畑町釣屋浜34番地９
債務者　佐藤　道子
１　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１６６８号**
愛知県あま市木田加瀬60番地１　ガーデンハイツ藤５Ｂ
債務者　湧美工務店こと　野内　勝美
１　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続廃止

**平成２８年（フ）第２２７７号**
東京都中野区若宮２丁目17番３号
破産者　株式会社Ｒａｆｒｅｅ
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第３４６９号**
東京都中央区勝どき６丁目３－１－3321
破産者　村田　　修
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５５４５号**
神奈川県厚木市戸室１丁目24―20―106
破産者　吉村　圭司
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５７３３号**
東京都杉並区阿佐谷南２丁目４－39－201
破産者　荒木地悦子
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６８６３号**
東京都中央区銀座３－11－３－201、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座３丁目９番６号　銀座マトリックスビル
破産者　一般社団法人ＩＦＡ
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６９００号**
東京都板橋区本町31－３－603
破産者　坂下　太一
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６９３３号**
東京都練馬区春日町２丁目18―16―201
破産者　内藤　正樹
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第７０４１号**
東京都世田谷区梅丘１丁目７－４　コーポ174　105
破産者　下石　里實
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第７７３５号**
東京都中野区松が丘２丁目12番３号
破産者　ル・アン株式会社
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第７７３６号**
東京都中野区松が丘２丁目12―３
破産者　若林由紀恵
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第７７７４号**
東京都新宿区新宿６－27―10　塩田ビル207
破産者　株式会社ラピスラズリ
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第７７７７号**
東京都千代田区三崎町３丁目10番15号
破産者　株式会社宣広社
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第７７７８号**
千葉県八千代市八千代台南１丁目32―９
破産者　佐藤　能子
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第７７８４号**
東京都足立区西綾瀬２丁目９－20
破産者　平井　英美
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部